



鳥取県公報

平成 22 年 8 月 24 日 (火)
第 8 2 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による診療所の廃止の届出 (516) (福祉保健課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (517) (経済通商総室) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (518) (〃) 4
	公共測量の実施 (519) (技術企画課) 6
	県道の区域の変更 (520) (道路企画課) 7
	一般国道の供用の開始 (521) (〃) 7
	県道の供用の開始 (522) (〃) 7
	氷ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部の決定 (523) (東部総合事務所生活環境局) 8
	土地改良区の役員の就退任 (524) (八頭総合事務所農林局) 8
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (525) (中部総合事務所県民局) 9
◇ 教委告示	平成23年度鳥取県立高等学校募集生徒数 (18) (高等学校課) 9
◇ 公 告	鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (東部総合事務所農林局) 11
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (中部総合事務所県土整備局) 12
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (2件) (〃) 12
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) 13

告 示

鳥取県告示第516号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団今井歯科医院	米子市上後藤四丁目14-19	平成22年7月31日

鳥取県告示第517号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）食のみやこ鳥取県販売拠点施設 鳥取港海鮮市場かるいち
鳥取市賀露町西三丁目323
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
株式会社食のみやこ鳥取 代表取締役 坂根 國之
鳥取市末広温泉町723
賀露中央海鮮市場協同組合 理事長 網浜 幸夫
鳥取市賀露町西三丁目27-1
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者
網浜水産株式会社 代表取締役 網浜 幸夫
鳥取市賀露町西四丁目1803-4
株式会社中村商店 代表取締役会長 中村 勲
鳥取市賀露町西四丁目1803-3
有限会社若林商店 代表取締役 若林 良三
鳥取市賀露町北四丁目8-12
鳥取県漁業協同組合 代表理事組合長 景山 一夫
鳥取市賀露町西四丁目1806
鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 近藤 儀徳
鳥取市湖山町東五丁目261
株式会社ちむら 代表取締役 千村 直美
鳥取市河原町布袋556
株式会社食のみやこ鳥取 代表取締役 坂根 國之

- 鳥取市末広温泉町723
鳥取市観光協会 会長 河越 良二
鳥取市新町103
鳥取県畜産農業協同組合 代表理事組合長 鎌谷 一也
鳥取市若葉台南七丁目2-11
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年4月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,607㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 450台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 18台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 面積 172.4㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 容量 50.2㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
網浜水産株式会社 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後5時
株式会社中村商店 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後5時
有限会社若林商店 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後5時
鳥取県漁業協同組合 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後5時
鳥取いなば農業協同組合 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後5時
株式会社ちむら 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後5時
株式会社食のみやこ鳥取 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後6時
鳥取市観光協会 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後6時
鳥取県畜産農業協同組合 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後6時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
第1駐車場、第2駐車場及び第3駐車場 午前7時30分から午後10時まで
第4駐車場及び第5駐車場 午前7時30分から午後7時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 7か所
イ 位置 8の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで
- 7 届出年月日
平成22年7月30日
- 8 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成22年8月24日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課

11 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第518号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

やよいデパート

米子市角盤町一丁目168

2 変更する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前

株式会社サンマート和光 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

有限会社梅林商店 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

有限会社メガネのウエダ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社サンセー 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社ナガタ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

有限会社グルメ食品 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社ウチムラ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社やよい 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

有限会社モリワキ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

有限会社山光商事 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

有限会社トム 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社ジャム 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社とのや 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

変更後

株式会社サンマート和光 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時

有限会社梅林商店 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

有限会社メガネのウエダ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社サンセー 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

株式会社ナガタ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
有限会社グルメ食品 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時
株式会社ウチムラ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
株式会社やよい 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
有限会社モリワキ 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
有限会社山光商事 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
有限会社トム 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
株式会社ジャム 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時
株式会社とのや 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時

3 変更する年月日

平成22年8月1日

4 届出年月日

平成22年7月13日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

協同組合やよいデパート 代表理事 内村 正和

米子市角盤町一丁目168

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンマート和光 代表取締役 梅林 哲朗

米子市東福原六丁目12-40

有限会社梅林商店 代表取締役 梅林 哲朗

米子市東福原六丁目12-40

有限会社メガネのウエダ 取締役社長 植田 禮子

米子市福市461-13

株式会社サンセー 代表取締役 植田 禮子

米子市角盤町一丁目168

株式会社ナガタ 代表取締役 長田 孝道

米子市角盤町一丁目168

有限会社グルメ食品 代表取締役 山下 幸福

米子市角盤町一丁目168

株式会社ウチムラ 代表取締役 内村 正和

米子市中島二丁目2-50

株式会社やよい 代表取締役 内村 正和

米子市角盤町一丁目168

有限会社モリワキ 代表取締役 森脇 健

米子市東福原五丁目3-41

有限会社山光商事 代表取締役 山川 晴央

島根県松江市寺町198-57

有限会社トム 代表取締役 斧谷 達道

米子市東町141

株式会社ジャム 代表取締役 徳永 治

東伯郡琴浦町逢東186

株式会社とのや 代表取締役 岩崎 昭子

島根県安来市島田町286

(3) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,206㎡

(4) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 307台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 55台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 54.12㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 41.75㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

第1駐車場 午前10時から午後8時まで

第2駐車場 午前7時から午後8時まで

第3駐車場 終日

えるもーるパーキング 終日

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 7か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後5時まで

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成22年8月24日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

9 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第519号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県中部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成22年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級水準測量）
- 2 作業期間 平成22年7月28日から平成23年2月28日まで
- 3 作業地域 東伯郡北栄町

鳥取県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年8月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
倉吉東郷自転車道線	変更前	倉吉市生田字西河原692-3地先から同市生田字西河原692-4地先まで	3.6~3.6	31.0
	変更後	倉吉市生田字西河原692-3地先から同市生田字西河原692-4地先まで	3.6~3.6	31.0
	変更後	倉吉市北野字北下河原15-2地先から同市生田字西河原692-6地先まで	3.6~4.5	37.0

鳥取県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年8月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
313号	倉吉市生田字石曾根447-18地先から同市生田字一町田470-4地先まで	平成22年8月24日

鳥取県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年8月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉東郷自転車道線	倉吉市北野字北下河原15-2地先から同市生田字西河原692-6地先まで	平成22年8月24日
仙隠岡田線	倉吉市北野字下河原37-3地先から同市生田字石曾根447-1地先まで	〃

鳥取県告示第523号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定に基づき、水ノ山後山那岐山国定公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県東部総合事務所生活安全課及び智頭町建設農林課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年8月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

公園事業の名称	区間又は位置		公園事業の内容
中国自然歩道線道路 (歩道) 事業	起点	八頭郡智頭町（三滝溪谷・国定公園境界）	案内板、休憩所及び公衆 便所の整備
	終点	八頭郡智頭町（大川・国定公園境界）	
芦津溪園地事業	八頭郡智頭町（芦津溪）		作業歩道167m、案内板 及び休憩所の整備

鳥取県告示第524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり智頭土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年8月24日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理事 林 田 恒 一 八頭郡智頭町大字穂見86
 〃 谷 口 雅 人 八頭郡智頭町大字大背1018
 〃 國 政 隆 昭 八頭郡智頭町大字西字塚159
 〃 森 次 孝 八頭郡智頭町大字大屋16
 〃 浮 田 博 司 八頭郡智頭町大字三吉255
 監事 竹 下 善一郎 八頭郡智頭町大字奥本13
 〃 大 呂 辰 夫 八頭郡智頭町大字慶所193-2
 平成22年7月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 小 林 功 八頭郡智頭町大字埴師473
 〃 國 政 隆 昭 八頭郡智頭町大字西字塚159

// 黒 岩 胤 夫 八頭郡智頭町大字大背687
 // 谷 口 陽一郎 八頭郡智頭町大字真鹿野67
 // 河 村 博 恭 八頭郡智頭町大字埴師750
 監 事 竹 下 善一郎 八頭郡智頭町大字奥本13
 // 藤 木 貞 義 八頭郡智頭町大字三吉466
 平成22年7月28日就任 任期4年

鳥取県告示第525号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年10月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年8月24日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日
平成22年8月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人サバーイ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
岩本 克美
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取県東伯郡三朝町
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、過疎の中山間地で生活を営む高齢、独居の住民に対して生活の支援に関する事業を行い、地域住民の利便と福祉の向上に寄与することを目的とする。

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第18号

平成23年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

平成22年8月24日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

1 全日制課程

高等学校名	学 科	名	募集生徒数
鳥取東高等学校	普通学科	普通科	280人
	理数学科	理数科	40人
鳥取西高等学校	普通学科	普通科	320人
鳥取商業高等学校	商業学科	商業科	190人
		機械科	38人

鳥取工業高等学校	工業学科	電気科	38人
		制御・情報科	38人
		建設工学科	38人。 ただし、建築コース、土木コース各19人とする。
	理数工学学科	理数工学科	38人
鳥取湖陵高等学校	農業学科	食品システム科	38人
		緑地デザイン科	38人
	工業学科	電子機械科	38人
	家庭学科	人間環境科	38人
	情報学科	情報科学科	38人
青谷高等学校	総合学科		152人
岩美高等学校	普通学科	普通科	114人
八頭高等学校	普通学科	普通科	280人。 ただし、総合コース160人、体育コース40人、探究文科コース40人、探究理科コース40人とする。
智頭農林高等学校	農業学科	園芸科学科	80人
		森林科学科	
		生活環境科	
倉吉東高等学校	普通学科	普通科	200人
倉吉西高等学校	普通学科	普通科	160人
倉吉農業高等学校	農業学科	生物科	38人
		食品科	38人
		環境科	38人
倉吉総合産業高等学校	工業学科	機械科	38人
		電気科	38人
	商業学科	ビジネス科	38人
	家庭学科	生活デザイン科	38人
	情報学科	情報科	38人
鳥取中央育英高等学校	普通学科	普通科	160人。 ただし、普通コース120人、体育コース40人とする。
米子東高等学校	普通学科	普通科	320人。 ただし、生命科学コース40人、普通コース280人とする。
米子西高等学校	普通学科	普通科	320人
米子高等学校	総合学科		152人
米子南高等学校	商業学科	ビジネス情報科	114人
	家庭学科	生活文化科	38人。 ただし、環境文化コース

			18人、調理コース20人とする。
米子工業高等学校	工業学科	機 械 科	38人
		電 気 科	38人
		情 報 電 子 科	38人
		都 市 環 境 科	38人。 ただし、建設コース、環境化学コース各19人とする。
		建 築 科	38人
境高等学校	普通学科	普通科	200人
境港総合技術高等学校	水産学科	海 洋 科	38人
		食 品 ・ ビ ジ ネ ス 科	38人
	工業学科	機 械 科	38人
		電 気 電 子 科	38人
	福祉学科	福 祉 科	38人
日野高等学校	総合学科		114人
(全日制課程 計)			4,298人

2 定時制課程

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取緑風高等学校	総 合 学 科		90人。 ただし、夜間20人、夜間以外70人とする。
倉吉東高等学校	普通学科	普通科	40人
米子東高等学校	普通学科	普通科	30人
米子白鳳高等学校	総 合 学 科		60人
(定時制課程 計)			220人

3 通信制課程

高等学校名	学 科 名		募集生徒数
鳥取緑風高等学校	普通学科	普通科	約 80人
米子白鳳高等学校	普通学科	普通科	約 80人
(通信制課程 計)			約160人

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成22年8月24日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

開発者の氏	開発者の	開発行	開発行	土地の面積	開発行為	開発行為
-------	------	-----	-----	-------	------	------

名又は名称及び代表者の氏名	住所又は主たる事務所の所在地	為を行う土地の所在地	為の目的	開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積	の工期	の許可年月日
有限会社松建工業 代表取締役 松川 敏之	鳥取市津ノ井610	鳥取市細見地内	土石等の採掘	3.7648ヘクタール	3.5211ヘクタール	2.0745ヘクタール	平成22年8月11日から平成25年8月10日まで	平成22年8月11日

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成22年8月24日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋 知章	東伯郡北栄町江北38	東伯郡三朝町大字福山字カンナカ谷245-1（9,789平方メートル）	風化花崗岩（34,638.6立方メートル）	平成22年9月1日から平成27年8月31日まで	平成22年7月30日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成22年8月24日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	認可の期間	
オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋 知章	東伯郡北栄町江北38	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字内千石1717外3筆（5,987平方メートル）	砂（10,987立方メートル）	平成22年7月1日から平成23年6月30日まで	平成22年6月30日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県

砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成22年8月24日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町北三丁目468	東伯郡北栄町下神字東灘山1058-1、1059 (3,844平方メートル)	砂 (6,841立方メートル)	採取の期間	平成21年6月6日から平成22年6月5日まで	平成22年6月6日から平成23年6月5日まで	平成22年6月4日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年8月24日

鳥取県立倉吉総合産業高等学校長 松 本 清 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

倉吉総合産業高等学校パソコン等貸借（3室分） 一式

- ア デスクトップ型パーソナルコンピュータ 11台
- イ 液晶ディスプレイ 22台
- ウ ノート型パーソナルコンピュータ 80台
- エ サーバ 11台
- オ A3カラーレーザプリンタ 2台
- カ 液晶プロジェクタ 3台
- キ ソフトウェア、ライセンス等 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成22年11月15日から平成27年5月31日まで

(4) 納入期限

平成22年11月12日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成22年8月24日（火）から同年10月4日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年8月31日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。
- (4) 平成22年8月24日（火）から同年10月4日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立倉吉総合産業高等学校

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先
〒682-0044 倉吉市小田204-5
鳥取県立倉吉総合産業高等学校
電話 0858-26-2851
- (2) 仕様に関する問合せ先
〒682-0044 倉吉市小田204-5
鳥取県立倉吉総合産業高等学校
電話 0858-26-2851
- (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話 0857-26-7433
- (4) 入札説明書の交付方法
(1)の場所で平成22年8月24日（火）から同年9月13日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。
- (5) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。
- (6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成22年10月4日（月）午後1時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月1日（金）午後5時までとする。）

イ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- （1）入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- （2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参の方法により4の（1）の場所に平成22年9月14日（火）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- （3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

（4）落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

（5）手続における交渉の有無

無

（6）その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- （1）Nature and quantity of the products to be purchased : personal computers to be leased

- (2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation:12:00noon.14, September, 2010
- (3) Time-limit for submission of tenders : 1:00PM, 4, October, 2010
- (4) Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00PM, 1, October, 2010
- (5) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Kurayoshisogangyo High School 204-5 Koda Kurayoshi-shi 682-0044 Japan TEL : 0858-26-2851